

第5期・中央教育審議会大学分科会の 審議経過と更に検討すべき課題について（概要）

I これまでの全体的な審議と大学を取り巻く諸状況等

1 これまでの全体的な審議

- 平成20年9月の「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受け、多岐にわたるテーマに関し、随時、審議経過の概要を公表。
- これまで、具体的な結論に至ったものは、制度改正や予算・事業を通じて具体化。
- 今般、さらに審議すべき事項を取りまとめ。

2 大学を取り巻く諸状況等

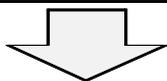
- 国際化・情報化等が進展する知識基盤社会において、大学が、人材育成、学術・文化の継承・発展、地域の社会・産業への貢献に果たす役割は重要。

【量的規模】

- 18歳人口は、当面は約120万人で推移。
- 18歳人口だけでなく、多様な学生（特に、成人と外国人）の受入、また、地域の学習機会に留意しながら、ユニバーサル・アクセスを推進。

【大学教育の質】

- 従来より大学教育の内容と水準に関し、大学内外から様々な指摘。
- 各大学では教育の充実や組織運営の改革に努力。
- 大学が社会の要請に十分応えていくとともに、取組の発信が重要。



II 審議経過の概要（更に検討すべき課題）

1. 教育の質の保証と向上

- 体系的・一貫性ある学位プログラムの確立。
- 公的な質保証システムの改善（設置基準→設置認可審査→認証評価）。
- 大学教育のグローバル化への対応。

2. 機能別分化と大学間連携の促進

- 各大学は、多様な機能を併有しており、また、時代や環境に応じて可変的。
- その上で、どの機能に重点化しても大学の努力が評価されるよう、①各大学の教育研究の状況の可視化、②機能別の評価の導入。
- 大学間の連携の促進、その際の機能別の連携の促進（大学が、地域の知的拠点として積極的役割）。

3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化

- 大学の自主的・自律的な判断による組織基盤の強化。
- 財務を含む大学の経営基盤の強化。

(参考) 第5期・大学分科会の審議を受けた論点整理や制度改正等の概要

1. 大学教育の質保証・向上

- 公的な質保証システムの改善
 - ① 設置基準の改善
 - ・ 基準性の明確化に向けた検討。
 - ・ 「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」を設置基準に規定。
 - ・ また、医学教育の定員増の対応や、法科大学院の質保証に関して設置基準を改正。
 - ② 設置認可審査の改善
 - ・ 明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」を導入。
 - ・ 届出設置をアフターケアの対象に追加。
 - ③ 認証評価の改善
 - ・ 設置基準との関係性を明確化、設置認可審査との接続を改善。
- グローバル化への対応
 - ・ アジア域内の大学間連携（日中韓の「CAMPUS Asia」構想に具体化）
 - ・ 海外大学とのダブルディグリーを推進するガイドラインを公表。
- 大学の活動に関する情報の公表
 - ・ 大学が公表すべき教育情報を明確化（学校教育法施行規則を改正）。
 - ・ 大学の国際的な情報発信を進めるガイドラインを公表。
 - ・ 設置認可・届出に関し、大学の申請内容をウェブサイトで公開。

2. 機能別分化と大学間連携の促進

- 設置形態を超えた機能別分化の促進（今後、各大学のミッションの可視化や、機能別の質保証の実施について検討）
- 機能別分化の進展を踏まえつつ、大学間の連携を促進
 - ・ 教育課程の共同実施の制度化（設置基準を改正し、3事業が発足）。
 - ・ 教育・学生支援の共同拠点の制度化（学校教育法施行規則を改正し、これまで12拠点が大臣認定）。
 - ・ そのほか、戦略的大学間連携、地域・分野別のコンソーシアムを促進。

3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化

- 大学財政の重要性と今後の改善を提言
- 私立大学が、自主的な機能別分化を通じ「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の方向性を早期に判断できるよう支援
 - ・ H22年度には、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営改善に取り組む大学を支援。
 - ・ 日本私立学校振興・共済事業団による経営相談の充実（H22には「リーダーズセミナー」を実施）。
 - ・ 透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報の公表について取りまとめ。

第5期・中央教育審議会大学分科会の
審議経過と更に検討すべき課題について

中央教育審議会 大学分科会
平成23年1月19日

I	これまでの全体的な審議と大学を取り巻く諸状況等について	1
1.	これまでの全体的な審議	1
2.	大学を取り巻く諸状況と大学の量的・質的な現状	2
II	大学分科会の審議経過の概要について	6
1.	教育の質の保証・向上について	6
(1)	体系性・一貫性ある学位プログラムの確立	7
(2)	公的な質保証システムの改善	9
(3)	大学教育のグローバルに関する課題	15
2.	機能別分化と大学間連携の促進について	18
(1)	機能別分化の促進	18
(2)	大学間連携の促進	20
3.	教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化について	22

I これまでの全体的な審議と大学を取り巻く諸状況等について

1. これまでの全体的な審議

(1) 中央教育審議会への諮問

平成20年7月に政府によって閣議決定された「教育振興基本計画」は、大学（短期大学を含む。以下同じ。）に関し、平成20年度からの5年間で、特に重点的に取り組む事項として、教育力の強化と質保証、機能別分化を前提とした大学間連携の促進、卓越した教育研究拠点の形成と国際化の推進等の施策を示すとともに、この「5年間で高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得る」としている。

このことを受けて、同年9月11日、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問「中長期的な大学教育の在り方について」がなされ、大学分科会では、その具体的な検討が付託されたことを受けて、これまで審議を進めてきた。

(2) 諮問事項と審議の進め方

諮問の主な内容は、以下の3つからなっている。

- ①社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方
- ②グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
- ③人口減少期における我が国の大学の全体像

加えて、①～③に関連する行財政システムの検討を行うこととされている。

諮問を受けた第4期の大学分科会では、平成21年1月に、それまで審議経過の概要を取りまとめている。そして、平成21年2月に発足した第5期の大学分科会では、審議の機動性を高め、議論の内容を深化させるため、審議事項の内容に応じた部会やワーキンググループ等を設置しながら論点整理を行った。

(3) 第5期の大学分科会における審議の経過

第5期の大学分科会では、多岐にわたる審議事項について、段階的に論点を整理しており、そうした審議経過の概要を随時取りまとめてきた。

- ・平成21年6月「第1次報告」
- ・ " 8月「第2次報告」
- ・平成22年1月「第3次報告」
- ・ " 6月「第4次報告」

これらの4回の報告は、各種審議事項に関し、

①制度改正を含む具体的な提言に至ったもの、
②一定の方向性を提示し、更なる審議を要するもの、
③論点整理にとどまり、方向性も含めて具体的な審議を要するもの、
など多様な内容を含んでいる。そのうち大学設置基準等の改正に関し、具体的な提言に至ったものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、以下のとおり、その改正を随時答申している。

- ・平成21年10月：地域の医師確保等に早急に対応するため、医学教育の定員増のための専任教員数と校舎面積の規定を整備することを目的として、大学設置基準等の改正を答申。
- ・平成22年2月：社会的・職業的自立に関する指導等の規定を整備するため、大学設置基準等の改正を答申。
- ・平成22年2月：法科大学院における法学未修者の学修の充実に係る専門職大学院設置基準の改正と、認証評価の評価項目の追加等のための文部科学省令の改正を答申。
- ・平成22年5月：教育情報の公表の促進のため大学設置基準等の改正を答申。
- ・平成22年6月：国際連合大学が大学院の課程を開設することを受けて、我が国の大学院入学資格との接続や、大学院との単位互換を可能とする大学院設置基準等の改正を答申。

また、大学院教育に関しては、平成17年の答申「新時代の大学院教育」後の状況を踏まえた検討を行い、その結果を「グローバル化社会の大学院教育（答申）」として取りまとめることとしている。

このほかにも、審議を通じて具体的な提言に至ったものについては、制度改正や予算措置等が講じられている。

2. 大学を取り巻く諸状況と大学の量的・質的な現状

(1) 大学を取り巻く諸状況と大学への期待

国際化・情報化等が著しく進展する知識基盤社会において、大学については、人材育成、学術・文化の継承と発展、地域の社会・産業への貢献等、その果たす役割がますます重要になっている。

さらに、現下の国内外の諸状況を見ると、様々な分野にわたって大きな変化や困難な課題が生じている。国内では、少子高齢化、労働力人口の減少、厳しい経済情勢での雇用や社会・経済的格差への懸念、財政状況の悪化、社会における安全・安心の確保等をはじめとする多くの問題が生じている。国際的には、アジア地域の経済活動の一体化の進展、グローバル化の進行と経済競争の激化、価値観の対立や流動化などが見られ、また、地球環境問題や食糧・エネルギー、医療・健康問題等、

人類として取り組むべき課題が深刻さを増している。

一方で、こうした変化や課題に直面する状況は、我が国がグローバル社会の一員として、これまでの社会、産業・就業構造等の在り方を全体的な視野から見つめ直し、必要な構造転換を図り、新たな発展・成長の道を見出していくための好機ともとらえられる。そのためには、国内外で発揮できる優れた知的リーダーシップやコミュニケーション能力、地域社会を支え、あるいは産業・就業構造等の変化に持続的に対応できる教養、多様な専門的知識・能力等の育成・確保が不可欠である。このような観点から、大学が全体として、また、各大学の理念や特色に応じて、果たすべき現代的役割が大きくなっている。

特に、現代的諸課題の解決に当たっては、踏襲すべき既存モデルや先例が存在せず、^{えいち}国境や分野を越えて人々が叡智を結集しなければならない場合も多い。もとより、関連する各課題への取組は、様々な個人、組織、部門において現在も行われており、大学も様々な^{ひら}に貢献している。しかし、今後さらにこれらの取組を越えた、社会全体にわたる新たな展開を目指す上では、人類の知的資産を体系的に継承し、発展させ、未来を拓く知や技術、価値を創造し、その発展と普及を図っていくことが一層求められる。これは、大学が、その固有の教育研究機能を通じて担っていくべき社会的責務ということができ、また、大学はその責務を全うしていく努力を通じて、時代と社会を先取りする役割を果たしていくことができる。

今日の大学には、改めてその社会的自覚に立ち、他の大学や部門等とも連携を図りながら、主体的に教育研究の実を挙げていくことが強く期待されており、行政は、そのための環境・条件を積極的に整備していくことが求められる。

また、これまで高等教育への進学意欲が全体的に高まる中で、女性の進学率は大学院を含めて上昇しており、今後、大学等の教員や研究者としての採用を含む、女性の能力を発揮できる環境の一層の整備に取り組むことは、我が国の発展と成長にも大きく資すると考えられる。さらに、我が国では、幅広い年齢層や、多くの国・地域からの学生の割合が、諸外国と比較して低く、様々な背景を持つ学生がともに学ぶ環境を整備することは、一人ひとりの者が、生涯を通じて学修を継続する力を身につけるためにも重要な課題である。

(2) 大学の量的規模について

そうした中で、我が国の大学の量的規模を概観すると以下のとおりである。

大学進学率は近年上昇を続け、平成22年度には56.8%となっている。大学進学者の多くを占める18歳人口は、平成4年度の205万人をピークに減少してきたが、平成20年度頃にいったん減少傾向がとまり、今後約10年間は120万人前後で推移すると予想される。

近年の進学率の上昇は、高校生の大学志願率の上昇によるところが大きい。平成17年の答申「我が国の高等教育の将来像」では、大学の収容力（入学者／志願者）が、平成19年には100%に達すると予測したが、大学志願率が上昇したこ

とを受けて、現在も90%台の水準にある。なお、大学の入学者数は、ピークだった平成5年度の81万人から平成22年度には69万人に減少している。

量的規模を地域別に見ると、全国の大学進学率が前述のとおり56.8%であるのに対し、各都道府県で最も高いところと低いところで約30%の幅がある。18歳人口は、全国的には、当面横ばいとなるが、都道府県別には、その間、現在より約2割減少する地域も生じると見込まれる。

大学進学率の上昇は国際的に共通の動向であり、知識基盤社会を構成する一人ひとりの学ぶ意欲にこたえるため、大学教育のユニバーサル・アクセス（誰もがいつでも自らの選択で学べる機会）の観点、すなわち、18歳人口に加えて、幅広い年齢層・外国人学生を含めた受入を積極的に進めるとともに、大学が、地域において幅広い学びを提供する拠点として、分野別・機能別の観点を含むバランスに留意しながら発展していくことが求められる。

18歳人口は、今後10年程度の横ばいの後、再び減少傾向になると見込まれており、それまでの間に、ユニバーサル・アクセスの充実とあわせ、教育の質保証・向上、機能別分化と連携、組織・経営の基盤強化といった課題に着手し、具体的に進めていかなければならない。

(3) 大学教育の質について

歴史的・国際的に確立されてきた共通の考え方を整理すれば、大学は、

①高度な教育と、それを支える研究を行い、

②その本来目的に由来して自主的・自律的に活動し、

③その教育の成果に対し、大学固有の性格に基づくものとしての学位を授与する、団体であり、その全体の体系が、各国で制度的な保証を受けている。

このことを前提として、我が国の大学は、明治以降の近代化や、戦後の経済発展における人材養成等、知的基盤の形成や社会経済の発展・成長に大きく貢献してきた。その際、大学は、国公私立の設置形態を問わず、共通に期待される役割・機能を有することを基盤としており、その上に、設置形態ごとの多彩な特色を生かした教育研究活動が展開され、国公私立大学の全体を通じた複合的な大学システムが発展してきた。

その基盤の上で、今日の大学は、学生や社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつ、教育の質を確実に保証・向上させていくことが求められる。これまで大学審議会（昭和62年～平成12年）とそれに続く大学分科会（平成13年～）は、こうした認識のもとで各種の施策の推進を提言してきており、各大学で、教育の充実やそれを支える組織運営のための改革が進展し、先進的な取組も多く見られている。一方、大学から社会への幅広い情報の発信が必ずしも十分でなかったこともあり、大学教育の在り方に関し、大学の内外から様々な指摘がなされている。大学が、教育の質の保証・向上の観点から、社会の要請に十分こたえていくとともに、そうした取組を積極的に発信していくことが重要である。

(4) 更に検討すべき課題

これらの問題意識に基づきながら、これまで大学分科会では、文部科学大臣からの諮問の内容を反映し、多岐に及ぶ項目について審議してきた。各項目の相互関連性に留意しながら検討を進めた結果、更に具体的に検討すべき課題として、三つの観点を挙げる事ができる。

- ① 教育の質の保証と向上
- ② 機能別分化と大学間の連携の促進
- ③ 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化

これらに関し、「Ⅱ 大学分科会の審議経過の概要について」で引き続き審議を要する項目を中心に整理した。また、大学分科会のこれまでの審議内容（制度改正や予算措置に至ったものを含む。）は、第1次から第4次報告までの審議経過の概要を中心に、別途「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議における論点整理について」で整理している。

これらを含む様々な課題について、大学分科会のこれまでの検討も踏まえつつ、引き続き各界の意見も踏まえて検討を進める必要がある。

なお、上述のとおり、大学院教育に関しては、平成17年の答申「新時代の大学院教育」後の状況を踏まえた検討を行い、その結果を、別途「グローバル化社会の大学院教育（答申）」として取りまとめることとしている。

Ⅱ 大学分科会の審議経過の概要について

1. 教育の質の保証・向上について

(質の保証・向上の取組の必要性)

大学は、多様化する学生・社会からのニーズに的確にこたえつつ、学位を授与する自主的・自律的な存在として、その教育の質の確実な保証・向上に努めることが常に求められている。そうした取組は、諸外国の大学や大学団体でも、様々な試行錯誤を経ながら進展しており、グローバル化の進展の中で、我が国の大学も、こうした動きも踏まえ、質の保証・向上に関し不断に検証する必要がある。

これまでの中央教育審議会の答申でも、こうした問題意識に基づく累次の提言がなされてきた。平成14年の「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（質保証答申）は現在につながる質保証システムの制度構築を提言し、さらに、平成17年の「我が国の高等教育の将来像」（将来像答申）は、大学の機能別分化の進展を想定しつつ、教育の質保証をはじめとする高等教育の在るべき姿や方向性の全体像を示している。これを受けた同年の「新時代の大学院教育」（大学院答申）や、平成20年の「学士課程教育の構築に向けて」（学士課程答申）では、それぞれ大学院教育（修士課程・博士課程）と学士課程の教育の質の改善・充実が求められている。

(大学の自主的・自律的な取組、公的な質保証システム、大学団体の役割)

大学教育における質として問われるものには、学生の学びの内容と水準をはじめとする様々な要素がある。こうした教育の質保証・向上は、各大学における主体的な取組に期待するところが大きい。このため、各大学では、それぞれの人材養成目的を明確にしながら教育に取り組み、その成果や課題が、自己点検・評価や教育情報の公表、また、認証評価を通じて明らかにされ、更なる改善に生かされるような循環の確立が求められる。

公的な質保証システム（設置基準、設置認可審査、認証評価）は、大学の教育活動が一定の内容・水準をもって継続的になされるための条件整備とともに、上記のような各大学の主体的な活動が実質的に機能することを促す上で重要な役割を果たす。

また、大学間の連携・協力が進み、多様な大学団体（例えば、大学により構成される包括団体のほか、機能別・分野別の団体・コンソーシアム、評価団体等）が形成・発展していくことも、個々の大学の力を集合して質の保証・向上につなげていくものとして期待される。

(1) 体系的・一貫性ある学位プログラムの確立

「どこの大学を卒業するか」ではなく、「大学で何を学ぶか」を重視し、体系的・一貫性ある学位プログラムを確立していくことに関し、これまでの取組を一層実質化していくことが求められる。

(検討すべき課題例)

- 多くの大学で「学士課程答申」に掲げられた三つの方針（①～③）の具体化に関する取組が見られており、こうした状況を踏まえた課題の検証。
 - ① 学位授与の方針（国際的な動向や我が国の実情を踏まえ、学位授与の方針の明確化）
 - ② 教育課程の内容・方法の方針（教育課程の体系化と単位制度の実質化、学生の学ぶ意欲を高め学修成果につながる教育方法の工夫、成績評価）
 - ③ 入学者受入れの方針（入学者選抜、初年次の教育上の配慮、高大連携）
- こうした取組に関する情報の公表を促進するため、学校教育法施行規則が改正されたが、今後、情報の公表に係る共通の枠組みや、諸外国の事例を踏まえたデータベースの構築等、学生や保護者等に分かりやすい情報提供。
- 高度専門職業人養成の分野では、分野別質保証に向けた活動が進展しており（医療系分野では、大学団体によるモデル・コア・カリキュラム等が整備され、また、技術者教育での分野別到達目標も検討が開始。）、こうした事例も参照し、分野の特性にも配慮しながら、分野別の質保証活動の奨励と支援。
- 上記をはじめとする各種施策が、教育の質の保証・向上に実質的に機能するよう支援する方策。
 - ・ 個々の教員の力量だけでなく、教職員集団による組織的な取組を通じた質保証・向上を果たすためのFD・SDの展開。
 - ・ 大学の活動を支援する法人など、全国的観点から、高い専門性に基づいて各大学の活動を支援する枠組み。
 - ・ 国公立を通じた大学改革支援の在り方。その際、支援事業の目的と、支援対象大学の教育目標の一層の明確化とともに、支援終了後の定着と、その成果の学内外への発信と普及。

(これまでの取組)

これまで「将来像答申」を受けて、「学士課程答申」で、学士課程教育における三つの方針（①学位授与の方針、②教育課程の内容・方法の方針、③入学者受入れの方針）を各大学がそれぞれ明確化することが提言され、また、「大学院答申」で、大学院教育の実質化が推進されるなど、教育の質の保証と向上に関する提言がなされてきた。

こうした中で、各大学は、教育の質の保証と向上に向けた改革に取り組んでおり、国は、関連する設置基準改正や、国公私立大学を通じた教育改革支援等により、そうした活動を支援してきた。

【近年の制度改正や大学における取組の例】

- ・人材養成目的の公表を義務化(大学院はH19～, 学士課程はH20～)
- ・シラバスや成績評価基準の明示を義務化 (")
 - ・全授業科目のシラバス作成：H20年96%の大学が実施
 - ・G P Aによる厳格な成績判定の実施：H12年10%→H20年46%
 - ・教員の教育面の業績評価：H16年28%→H20年47%の大学が実施
- ・授業内容・方法の改善のための組織的な研修・研究の義務化
(大学院はH19～, 学士課程はH20～)
- ・7年以内ごとに各大学が第三者評価（認証評価）を受ける（H16～）
 - ・H22年度までに、全大学が認証評価を受け、結果を公表
 - ・大学が、卒業生の状況について就職先企業にアンケートを行い、教育成果や効果を検証（大学評価・学位授与機構による評価の要件）
- ・卒業後の社会的・職業的自立に関する指導等を明確化（H23～）
- ・大学の教育活動の状況等について公表すべき情報を明確化（H23～）

（今後の課題）

大学教育の質保証が国際的な関心事項となり、「どの大学・学部を卒業したか」でなく「大学教育で何を修得したか」が問われるようになる中で、多くの大学で、教育の質の保証と向上に関する多様な取組が進んでいる。

そうした成果を踏まえつつ、学位プログラムの整備・確立に関し、

- ・体系性・一貫性ある教育課程の編成と、それに沿った教育の実施、
- ・学位授与に当たり、修得すべき専門的知識・能力の明確化、
- ・学位に付される専門分野名が、修得した知識・能力の内容に対応、

といった観点に着目して、各大学の主体的な取組を一層促すよう支援するため「検討すべき課題例」に掲げた事項を中心に検討を進めていく必要がある。

なお、大学の教育活動について、引き続き、このような改革に取り組むこととあわせて、大学教育や制度を、学位を与えるプログラム中心の考え方に再構成することで、公的な質保証と、大学の自主的・自律的な質保証を実現していくことも考えられる。学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成については、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質、とりわけ団体性や自律性との関係もあり、導入の是非について、引き続き審議することとする。

(2) 公的な質保証システムの改善

① 設置基準の改善

設置基準の規定について、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを踏まえた見直しを進めており、具体的には、以下の内容について検討を要する。

(検討すべき課題例)

(7) 施設・設備の基準の明確化

- ・「運動場」と「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」（大学設置基準第34条、第35条）を必要としない場合の代替措置を明確にすることが求められており、それに伴う関連する基準の整理と考え方。
- ・その際、教育課程を通じた学修とともに、正課外活動やキャンパスでの諸活動の意義を踏まえた検討。

(4) 独立大学院の基準の明確化

- ・大学院のみを置く大学は「教育研究上特別の必要がある場合」（学校教育法第103条）に設置できるとされるが、その場合の要件の具体化（校舎、校地、必要な施設・設備等を含む）。

(5) 専門職大学院について、制度創設後の状況を踏まえた取扱いの見直し

- ・専門職大学院において設置基準上必ず置くこととされている専任教員（必置教員）を、他の学位課程の必置教員数に算入することを認める特例措置が、制度創設から10年後の平成25年度で終了するため、その後の専門職学位課程の教員組織の在り方や制度的対応の取扱い。
- ・専門職大学院の「実務家教員」に関し、法令上は、専任教員に占める割合の下限が規定されているが、専門職大学院ごとの「実務家教員」の取扱いが様々となっている現状を踏まえ、専任教員の定義、専任教員に占める「実務家教員」の割合の取扱いなどを明確化すること。

(6) 短期大学設置基準の在り方

- ・短期大学は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、地域との連携・協力を通じて多様な学習機会を提供する役割を果たしており、その設置基準の在り方。

(7) 学位に付記する専攻名等の在り方

(8) 海外の大学とのダブル・ディグリー等の連携の促進に係る対応

（これまでの取組）

我が国の行政システムにおいて、国の規制を可能な限り見直し、事前規制から事後確認型への移行が求められたことも踏まえ、これまで、

- ・設置認可での量的抑制を原則撤廃（平成15年度）、
- ・設置審の内規等の審査基準を廃止（準則主義化）（平成15年度）、
- ・認証評価を開始（平成16年度）、

等がなされ、現在の設置基準、設置認可審査、認証評価による公的な質保証システムが整備されている。

これらに関し、その後の状況等を踏まえた改善について検討することが課題となっており、大学分科会のこれまでの審議を通じて、設置基準に関する現状と課題を整理してきた。

（今後の課題）

現在の設置基準の規定について、法令としての基準性を明確にすることが大学関係者からも求められており、大学としての観念や、大学教育の理念に包含され、共通に理解されているルールを踏まえた見直しについて「検討すべき課題例」に掲げた事項を中心に更なる検討が必要である。

また、上記の個別事項の検討に加え、現在の設置基準は、大学、大学院、専門職大学院等に分かれて設けられているが、これを設置認可審査や認証評価の際の判断基準として、より活用されやすくするために規定の在り方を見直していくことも求められる。

同様に、通学制と通信制の設置基準が分けて設けられている現状に関し、その在り方の検討を進めることが求められる。

② 設置認可審査の改善

平成15年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換し、あわせて、認可事項の縮減や、審査を要しない届出制の導入、審査基準の簡素化が図られた。その後、今日までの課題を整理しつつ、設置認可審査における審査ルールの一層の明確化等の観点から、引き続き、以下の課題について、具体的な検討を要する。

(検討すべき課題例)

- ・ 学生確保の見通し等を踏まえた検討
- ・ 学際分野の審査体制の見直し
- ・ 学位の種類・分野に応じた届出設置の取扱い
- ・ 届出設置制度における、学際分野の要件・学年進行中の取扱い
- ・ 専門職大学院の認証評価の特例制度の見直しに関連する取扱い

(これまでの取組)

公立・私立の大学を設置しようとする場合は、文部科学大臣の認可を受けることとされ、その際、文部科学大臣は、大学設置・学校法人審議会（設置審）に諮問し、設置審が審査を行う。国立大学にも、同様の仕組みが設けられている。

平成15年度に、設置基準等の法令上の要件を満たせば設置を認可する「準則主義」に転換し、あわせて、認可事項の縮減や、審査を要しない届出制の導入、審査基準の簡素化が図られた。その後、今日までの課題を整理しつつ、設置認可審査における質の保証を確実なものとする観点から、基準の明確化等について、以下のような改善を順次実施してきた。

- ・ 明らかに準備不足の状態での申請があった場合に、設置認可審査の手続きとして「早期不認可」を行うことができるよう制度化。
- ・ 設置認可・届出に係る書類（基本計画書、校地校舎等の図面、教員名簿等）の公表を制度化。
- ・ 届出による設置についてもアフターケアの対象に追加。

(今後の課題)

引き続き、設置認可審査における審査ルールの一層の明確化等の観点から、「検討すべき課題例」に掲げた課題について、設置審において具体的な対応について検討することが求められる。

③ 認証評価の改善

認証評価機関による「認証評価機関連絡協議会」が発足しており、こうした機会を通じて、各機関が連携し、協議を進めながら、認証評価の運用について改善していくことが期待される。

(検討すべき課題例)

(7) 評価の内容・方法の充実

- ・教育の質保証の取組を重視した評価。その際、国際的動向にかんがみて適切なものであることに留意。
- ・学生の卒業後の社会的・職業的自立の観点からの評価。

(イ) 認証評価の一層の効率的な実施

- ・自己点検・評価に関する内容整理と、評価業務の一定程度の共通化。
- ・大学データを各認証評価機関が効果的に活用できる体制の整備。
- ・専門職大学院の評価の実施に当たり、機関別評価との連携への配慮。

(ウ) 各大学の特色ある教育研究の進展に資する観点

- ・大学の機能別分化を促進していくにあたり、各大学がどのような機能に重点を置いてもそれが適切に評価されるようにするための工夫。
- ・認証評価は、各大学の特色ある教育研究の進展に資するようにすることが求められており、こうしたことへの一層配慮。あわせて、大学の機能が多様であることを踏まえ、認証評価機関によっては、機関別の認証評価と別に、個別の機能に特化した評価活動に取り組むこと。

(エ) 国際的な対応

- ・諸外国の質保証や評価制度に関する動向の恒常的に把握・分析。そのための調査研究機能を高めることや、その成果の共有。
- ・認証評価の仕組みと、我が国の大学の状況を分かりやすく発信。
- ・認証評価機関の国際的な連携の推進。

(オ) その他の課題

- ・評価者の研修機会の充実。
- ・認証評価後の大学への継続的な情報提供等の支援。
- ・優れた評価結果を得た大学や、優れた取組の積極的な発信。

(これまでの取組)

認証評価は、法令に基づいて対象となるすべての大学が、平成22年度までに第一回目の認証評価を受ける見込みとなっている。

現在の認証評価は、創設時の経緯や制度上の枠組みに基づき、以下のような複

数の観点に基づいて評価活動が行われており、それぞれの観点に着目しながら改善を図る必要がある。

(ア) 各大学の状況が、設置基準等の法令に適合していることを確認、
(イ) 各大学の自主的・自律的な質保証の取組を支援、
(ウ) 評価が画一的なものとならず、各大学の特色ある教育研究の進展を支援、
これらのうち、(ア)に関連して、認証評価が、公的な質保証システムの一翼を担う上で、設置基準や設置認可審査との関係をより分かりやすいものとするための改善が進んでいる。

【認証評価の運用に関するこれまでの改善例】

- ・各認証評価機関が、評価基準と設置基準との関係を明示。
- ・各認証評価機関が、評価結果を公表する際に、関連する設置基準の条文を明示。
- ・設置認可審査やアフターケアでの情報が認証評価に引き継がれるよう工夫。

また、(イ)に関連し、各大学の質の向上への貢献に関し、以下の成果が指摘されており、認証評価が、我が国の大学制度として定着してきたと言える。

【各大学の質の向上に関する認証評価の貢献例】

- ・自己点検・評価や認証評価を通じて、教育研究活動等の状況や課題を把握し、教育研究活動等を改善。
- ・教職員の教育研究への取組の意識向上。
- ・学内情報を集約する必要から、学内の情報の共有や意思疎通が円滑化。

(今後の課題)

認証評価は、大学の質保証の仕組みとして定着したものの、認証評価やそれに先だって実施されている自己点検・評価の結果に基づき、その教育研究活動の更なる改善を進めている大学はまだ多くないとの指摘もある。そのほかの論点も含めて、認証評価が、各大学の教育の質の保証と向上に一層貢献するよう、その制度・運用に関し、検討を進めることが求められる。

その際、認証評価制度は、複数の機関が、それぞれの特質を生かして評価することを前提としており、各機関の考え方の多様性を前提としながら、法令に基づいて実施される評価としての共通性をどう確保するか検討することも求められる。

こうしたことも踏まえ、平成23年1月には、認証評価機関の発意により「認証評価機関連絡協議会」が発足しており、こうした機会を通じて、各機関が連携し、協議を進めながら、「検討すべき課題例」に掲げた課題について、その改善が具体的に進むことが期待される。

(認証評価の結果の取扱い)

なお、認証評価の結果の取扱いなどについて以下のとおり整理している。

○認証評価を所定の期間内に受けない大学があった場合の対応

認証評価は、各大学における法令上の義務であり、仮に、所定の期間内に認証評価を受けない大学が生じた場合、学校教育法の規定に基づき必要な措置が講じられることとなる。また、法令違反の状態にあることを踏まえ、大学教育支援に係る経費における慎重な取扱いが必要である。

○認証評価の結果が不適合となった場合の結果の取扱い

認証評価は、各評価機関が独自に定める基準に沿って行われるものであり、ある大学が、認証評価で適格認定されなくても、それを直接の理由として国から行政処分等が課されることはない。

このことに留意しつつ、認証評価で不適合等とされた場合に、その理由が設置基準等の法令違反による場合には、国は、改めて調査を行った上で、法令違反の状態が確認されれば改善を促し、それでも改善がなされない場合は、学校教育法に基づく措置が講じられることになる。また、法令違反の状態であることを踏まえ、大学教育支援に係る経費における慎重な取扱いが必要である。

○新設の大学が認証評価を受けるまでの取扱い

大学教育支援に係る経費については、教育の質の向上に取り組むことが確認された大学に措置されるよう、新設大学に、あらかじめ認証評価を受けることを求めるのが適当である。

(専門職大学院の認証評価の取扱い)

また、専門職大学院の認証評価に関し、以下のとおり論点を整理している。

○専門職大学院の認証評価の特例の廃止

- ・専門職大学院では、認証評価機関が存在しない場合に、自己点検・評価とその外部検証で代替することが可能とされているが、専門職大学院の質保証の観点から、この特例を廃止すること。

○上記の特例の廃止に関連する設置認可審査の取扱い

- ・上記の特例の廃止に関連して、設置認可審査に当たり、設置者に、設置の趣旨・必要性、認証評価を受ける具体的な計画等を示すよう求め、専門職大学院の一層の質保証を図ること。

(平成17年の「大学院答申」は、専門職大学院に関し「プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されて発足した」ものであり、その「役割を果たすことについて十分な見通しを得られる人材養成の分野においてのみその発展が期待される」と指摘。)

(3) 大学教育のグローバルに関する課題

① 大学教育のグローバル化への対応に関する更なる検討課題

大学教育のグローバル化への対応に関し、以下の事項をはじめとする様々な課題に関し順次検討を要する。

(検討すべき課題例)

○大学教育に関する国際的な連携の一層の促進。

- ・日中韓三カ国による質保証の取組の促進に見られるように、アジア域内での政府、質保証機関、国際機関等との様々な連携の一層の促進。

○我が国の大学の国際展開

- ・優秀な外国人学生の受入を促進する観点から、大学と企業が連携して、外国人学生や就職事情に関する情報を共有しながら、外国人学生の卒業後・修了後の日本での進路拡大を組織的に支援。
- ・我が国の大学が、国内外に開かれたシステムに転換していくための課題整理。例えば、
 - ・教職員の採用の取扱いをはじめ、その流動性を高める方策、
 - ・学生の入学受入れにおける取扱い、
 - ・体系性・一貫性ある学位プログラムの確立（例：計画的な履修方針に基づく授業科目及びその体系の整備・充実）。
- ・また、海外に学部等を設けることが設置基準改正(H16)により可能となっており、その現状を整理し、更なる促進方策の具体化。
- ・国内外の大学では、いわゆる「オープンコースウェア」をはじめとするウェブによる国際的な教育活動が積極的に展開されており、こうした取組も踏まえながら、国内外への情報の公表と発信に積極的に活用していくこと。関連して、通学制と通信制を分けて規定している現行の設置基準の在り方。

(これまでの取組)

社会全体のグローバル化の進展と、我が国の大学のグローバル化への対応の観点から、大学分科会では、性別・年齢・国籍・文化等、多様な背景を持つ者が、それぞれの目的に応じて学ぶ場としての大学の意義を整理している。

あわせて、国際的な質保証機関との連携、アジア内の連携の枠組みの強化に関する審議の蓄積も踏まえながら、中国・韓国との大学間交流を進める「CAMPUS Asia」構想が発足しており、三カ国の大学、質保証機関、産業界等の者の参画により、各国の多様性を前提としながら、単位互換等が進むよう検討が進んでい

る。

また、我が国の大学の情報の国際的発信を促進するため、すべての大学に求められる教育情報の公表（学校教育法施行規則の改正により対応）に加え、大学の国際的な情報発信の観点から公表が期待される情報例を「ガイドライン」として公表した。

（今後の課題）

グローバル化が進展する中で、諸外国の大学や大学団体において、教育の質の保証・向上に関する取組が、様々な試行錯誤を経ながら進展している。我が国の大学も、そうした動きと無縁ではあり得ず、むしろ、そうした流れを踏まえながら、大学の教育と制度を不断に検証していくことが求められる。1 (1)と(2)で整理した質保証・向上への取組については、そのような国際的な文脈を踏まえることが求められる。

また、機能別分化が進展する中で、国際的な教育研究活動を重視する大学が、国際的な動向に対応しながら魅力ある教育を提供し、その情報を積極的に発信することは、大学間の国際的な競争と協働の基盤となる。

大学教育のグローバル化への対応に関し、検討を要する課題は多いが、「検討すべき課題例」に掲げた事項をはじめとする各種施策の具体化に引き続き取り組むことが求められる。

② 海外の大学とのダブル・ディグリー等の対応

海外の大学とのダブル・ディグリーを含む教育連携に関し、以下の(ア)～(ウ)の課題について、順次、具体化することが必要である。

(検討すべき課題)

(ア) 各大学による多様な取組が先行している実態を踏まえ、大学団体や評価機関による自主的・自律的な質保証活動の進展（海外の大学との教育連携のうち一定水準を満たすプログラムについて、大学団体等による認定（希望大学による任意参加）等も想定）。

(イ) ダブル・ディグリーに続いて、今後、ジョイント・ディグリー（複数大学が連名で学位記を授与）が可能となるような制度的な対応の検討。

(検討事項例)

- ・ 大学設置基準をはじめとする関連法令の規定の在り方
- ・ 教育課程、単位、学位等に関する取扱い

(ウ) 大学院でのダブル・ディグリーのさらなる推進の観点から、修士・博士課程での単位互換の上限を10単位から15単位に引き上げるよう検討。

その際、大学教育のグローバル化への対応だけでなく、大学院教育の改革の動向（教育の実質化を図るためコースワークの充実等）を踏まえて検討。

(これまでの取組)

大学の機能別分化が進む中で、国際的な教育研究活動や学生交流等に重点を置く大学では、海外の大学とのダブル・ディグリーによる教育連携（国内大学と相手側大学が教育課程や単位互換等について連携し、双方の大学それぞれから学位を授与する履修形態の実施）が増えつつある。これまでに国内の84大学において合計242件のプログラムが実施されている。

そうした現状を踏まえ、大学の活動を一層促進しながら、その質を保証していくために、大学分科会では、海外の大学とのダブル・ディグリーの実施の留意事項に関する「海外の大学との組織的・継続的な教育連携の構築のガイドライン」を公表している。

(今後の課題)

海外の大学とのダブル・ディグリーを含む教育連携に関し、「検討すべき課題」について、順次、具体化することが必要である。

なお、これらの取組に関する各大学における状況の把握と、その積極的な国際発信を通じて、教育連携の質保証に関する国際的な枠組みの作成に貢献していくことも期待される。

2. 機能別分化と大学間連携の促進について

(1) 機能別分化の促進

各大学は、地域・学問分野の特性や、学生・教職員の状況、地域や社会からの要請と期待に応えるため、グローバル、ナショナル、ローカルの各段階の多様なニーズに対応した教育研究活動を展開しており、そうした取組を支援する観点から、機能別分化に関する検討を進める必要がある。

(検討すべき課題)

○各大学の教育研究の状況（プロフィール）の可視化

- ・各大学が、学生や社会のニーズにこたえるために、どのような機能に重点を置いているか、その結果として、個性・特色がどう具体化されているか分かりやすく示す仕組み。諸外国では、各大学の個性・特色に配慮しながら、情報を公表する仕組みが整備されており、そのような観点への配慮。
- ・諸外国からの我が国の大学への関心の高まりにこたえられるように、各大学の取組を海外に発信する工夫。

○機能別の評価の導入と、そのための観点・指標の開発

- ・認証評価や国立大学法人評価等をはじめとする、様々な評価があることを踏まえ、評価制度全体の調和を図るようにし、また、大学・評価機関における業務負担も踏まえながら、その具体的な検討。
- ・機能別分化の考え方は、大学が七つに種別化されることを意味するものではなく、大学の個性・特色が、教育研究活動として具体化される際には、極めて多彩なものとして表現されるものであり、このことを踏まえ、機能別の評価に当たっては、「将来像答申」の七つの機能に限らずに検討。
- ・機能別の評価の導入に際しては、たとえ類似の機能に重点を置いた大学でも、具体的な教育研究活動としては大きく異なるものとして表現されることが想定され、そのような各大学の個性・特色を十分踏まえること。

(これまでの取組)

平成17年の「将来像答申」では、大学は、全体として、

- ①世界的研究・教育拠点、
- ②高度専門職業人養成、
- ③幅広い職業人養成、
- ④総合的教養教育、

⑤特定の専門的分野（芸術，体育等）の教育・研究，
⑥地域の生涯学習機会の拠点，
⑦社会貢献（地域貢献，産学官連携，国際交流等），
等の各種の機能を併有しており，これらの機能の比重の置き方の違いに基づいて
分化していくことを想定した。それを受けて，現在までに，こうした方向性を踏
まえた仕組みが整備されつつある。

- （例）・国公立を通じた大学改革支援による各大学への活動支援（COE
（我が国を代表する教育研究の拠点形成）やGP（他大学へ波及すべ
き先進的・先導的な取組と発信を支援する改革展開事業））
・国立大学の組織・業務全般の見直しに関する要請（第1期中期目標期
間終了時）や私学助成の特別補助での「申請ゾーン」の設定等。

（今後の課題）

各大学は，それぞれの地域・学問分野の特性や，学生・教職員の状況，地域や
社会からの要請と期待に応えるため，自主的な選択に基づきながら，グローバル，
ナショナル，ローカルの各段階で様々なニーズに対応した教育研究活動を展開し
ており，引き続き，大学が，機能別に分化しながら，自らの個性・特色を明確化
し，かつ，その内容と取組の状況を可視化していくことが課題となっている。

こうした機能別分化の促進に関し，以下のことに留意が必要である。

- ・各大学の有する機能は，分野の違いも含めて多様であり，機能の比重の置き
方を踏まえた濃淡が，各大学の個性・特色として表れること。また，大学に
おける機能の種類や比重の置き方も，時代や環境に応じて可変的であること。
- ・「将来像答申」で示された機能別分化の考え方は，各大学が併有している機
能の考え方を整理したものであり，大学が七つに種別化されることを意味す
るものではないこと。大学の個性・特色が，教育研究活動として具体化され
る際には，極めて多彩なものとして表現されること。
- ・全国，地域レベルでの高等教育の機会均等の確保に，特に留意すること。

また，各大学が自らの強みを生かし，どのような機能を選択しても，または，
どの機能に重点を置いて，その努力に応じて，効果的に支援されるためには，
国公立大学を通じて，各大学の様々な評価が適切に行われることが重要である。

大学の特色を踏まえた評価の検討に当たっては，

- ・大学の規模，地域，分野等に応じて評価軸が異なること，
- ・大学の自己点検・評価，認証評価や国立大学法人評価等をはじめ，様々な評
価の仕組みがあることを踏まえ，評価制度全体としての調和が図られること，
が必要である。そのため，各大学の強みを評価するための適切な基準・指標と，
その活用方法等に関し，調査研究・開発を進めていくことが求められる。

なお，そうした機能別評価や支援については，取組の進展や社会的要請に応じ
て，常に検証と必要な改善に努めなければならない。

(2) 大学間連携の促進

大学間の連携について、地域別・分野別のコンソーシアムが各地に整備されるとともに、大学間連携を促進するための枠組が整備されており、それらを生かしながら、大学間連携の一層の促進方策を検討する必要がある。

(検討すべき課題)

- **国公立の設置形態を超えた大学間連携を一層促進する方策**
 - ・各大学が、それぞれの地域・分野等の状況を踏まえ、機能別の連携を一層進められるようにする枠組み。
- **大学間連携による地域の人材育成需要に対応した教育プログラムの推進**
 - ・地域の大学群が、地域の産業界や公的セクターとともに教育プログラムを整備し、幅広い年齢・背景を持つ者が、地域で継続的に学修できる機会の提供に向けた取組。

(これまでの取組)

各大学がそれぞれ特定の機能・分野に資源を重点的に投入するとともに、それらの機能等を大学間のネットワークを通じて相互に利用することは、各大学の資源が一層有効に用いられ、全体として優れた教育研究活動が展開されることに資するものである。そうした観点も踏まえ、これまで機能別分化とあわせて大学間の連携が進められてきた。

具体的には、地域別・分野別のコンソーシアムが各地に整備されるとともに、制度としても、

- ・学士課程や大学院の教育課程の共同実施の制度化（大学設置基準等を改正）、
- ・共同利用・共同研究の拠点や、教育・学生支援の共同利用拠点（学校教育法施行規則を改正）、

といった枠組みが整備されてきた。

また、国公立を通じた大学改革支援の枠組を通じて、各地における先進的な事例が様々な分野で支援されており、その成果も表れてきている。

(今後の課題)

大学間の連携の充実は、学生が、国内外を問わず、様々な大学で学習・交流し、豊富な学修と経験を得るような機会を奨励する観点からも、その充実が望まれる。

また、大学が、それぞれの個性・特色を活かして、それぞれの有する機能を重点化しながら、他大学との連携を深化させることは、資源の有効活用といった観点だけでなく、教育の質の向上の観点からも有効と考えられる。教育の質保証は、各大学による自主的・自立的な取組を前提としており、そうした各大学の教育研

究活動が、連携を通じて、他大学の教員や学生等の目にさらされることで、結果として、一種の相互的な評価として作用することも期待される。こうしたことから、大学間の連携を促進するための相談・支援体制を整備・充実していくことが求められる。

加えて、大学間の連携を通じて、大学が地域の学ぶ拠点として発展していくことも課題となっている。我が国は、諸外国と比較して、成人学生の占める割合が極めて低く（学士課程相当への入学者のうち、25歳以上の者は、OECD平均の21%に対し、我が国は2%と推計される。）、これは我が国の産業・雇用等の事情も背景にあるものの、大学において個人に学修目的に合った教育プログラムの開発・整備や、学修と職業の両立を妨げる時間的・経済的制約を克服するための取組が求められる。

こうしたことから、大学が地域における知的活動の中核として機能し、住民が生涯にわたり学び続ける機会を提供できるよう、地域の産業界や自治体をはじめとする公的セクター等と連携しながら教育プログラムを整備し、柔軟な方法による学修機会を提供していく取組が一層進展することが期待される。これまでも教育機会を多様化する仕組みが（例：昼夜開講制、多様なメディアを活用した授業、サテライトキャンパス、履修証明制度）が随時整えられてきたが、今後、高齢者層を含む社会人が働きながら学ぶなど柔軟な学修を一層奨励する観点からも、そうした制度・運用のさらなる改善等について、引き続き検討する必要がある。

3. 教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化について

教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化について、これまでの成果を踏まえながら、さらに具体的に検討する必要がある。

(検討すべき課題)

- 国公立のそれぞれの設置形態において、大学・法人としてのガバナンスを強化していくための具体的検討。
- 国公立を超えた大学間連携，地域の産業界や公的セクター等との連携。
- 組織基盤の強化に向けた大学職員の専門的資質の一層の向上。そのための大学を支援する団体，大学間連携による研修支援や，大学院の課程や履修証明プログラムのような大学教育を通じた研修。
- 大学の主体的判断を促す情報提供の仕組みの整備。
 - ・国は，各大学の自主的・自律的な取組を支援し，地域別・分野別の設置認可の動向や，人口当たり学生数の状況（分野別・学位段階別・地域別）等の各種の情報提供のための仕組みを整備。
 - ・大学を支援する団体が，大学の教学・組織・経営に関する情報を整理・分析し，大学がそうした情報を活用。
- 公財政に関し，
 - ①基盤的経費，
 - ②国公立大学を通じた教育改革の支援，
 - ③学生への経済的支援，を通じた財政基盤の確立。また，大学の規模・分野等の多様性を踏まえつつ，機能別分化に対応したファンディング。
- 各大学への経営相談等を充実。各大学が，自主的・自律的な機能別分化を通じて，それぞれの有する分野・機能に関し，自立・発展，連携・共同，撤退等の方向性を早期に判断できるよう支援。また，そのための支援体制の整備。

各大学は，多様化する社会的課題と要請にこたえられるよう，自らが重点を置くべき機能を常に確認し，その機能をより効果的に発揮するための環境を整備するため，その組織・経営に関する基盤強化を図らなければならない。

こうした課題に関し，これまで議論されてきたもののうち，主なものは以下のとおりである。

(大学の組織・経営を支える専門性の高い人材の育成)

大学の組織・経営に関する取組を戦略的に進めるには，学内の各方面にわたり，専門性の高い人材を養成・確保することが不可欠である。学内で大学職員に求め

られる資質能力が多様化・高度化する中で、例えば、経営企画、学生支援・キャリア支援、留学生・国際関連業務、産学・地域連携といった各方面における職能開発が課題となっている。また、財務・教学等の従来から見られる分野でも、職務において期待される内容・水準が大きく変化している。

こうした職員の養成や職能開発に当たっては、各大学でのSD（スタッフ・ディベロップメント）が活発になっているが、その職員の所属する学内のみで対応するのにとどまらず、大学を支援する団体や大学間連携による研修支援、大学院の課程や履修証明プログラムのような大学教育を通じた研修により、複数大学の知見を生かしていくことが求められる。

（大学の主体的な経営判断に資する情報の提供）

国は、大学の量的規模や、大学教育を通じた人材需給見通しなどの情報を収集・整理し、各大学の経営判断に資するよう提供することが求められる。例えば、大学設置に関する地域別・分野別の動向や、人口当たり学生数の状況（分野別・学位段階別・地域別）等の情報の恒常的な公表が考えられる。

あわせて、大学を支援する団体は、各大学による教学・組織・経営に関する情報の公表・公開が次第に進んでいることを踏まえ、こうした情報を分かりやすく整理・分析し、大学に提供していくことも求められる。

（公財政を含む大学財政の基盤の確立）

大学は、新しい時代の変化や社会的要請にこたえ、多様かつ広範な分野にわたる学術研究を総合的に行い、人類の知的資産となる新しい知識と技術を創造・蓄積するとともに、それを踏まえた教育活動を通じて、次代を担う人材を養成するなど、本来的な使命を持っている。こうしたことから、大学教育は、学習者個人だけがその便益を受けるのではなく、現在・将来の社会も大学教育に多くを依存している。

国から大学への財政支援としては、

- ①大学の教育研究活動を継続的・安定的に支える基盤的経費（国立大学法人運営費交付金、施設整備費補助金、私学助成等）、
- ②国公立大学を通じた競争的な環境下で、大学の組織的な教育改革に関する新たな取組や、社会的要請に対応した取組への財政支援、
- ③奨学金等の学生に対する経済的支援、

が挙げられ、加えて、教員個人の研究活動に対する科学研究費補助金や、国家的課題に対応する研究プロジェクトへの支援等が行われている。大学への財政支援に当たっては、これらを総合的に展開し、全体として効果を上げることを基本とすべきである。

基盤的経費と、国公立大学を通じた大学教育改革に関する支援は、両者あいまった支援方策（デュアル・サポート）として、教育の質保証・向上や、個性・特色の明確化と、機能別分化を促すために重要な役割・機能を果たしている。引

き続き、それぞれの支援を通じた成果や、事業の効率的・効果的な実施に関し検証と必要な見直しを行いながら、大学教育の質の保証・向上に取り組むことが求められる。

その際、自主的・自律的な存在である大学は、大学への公財政支出が、大学としての機能の効果的な発揮を求めて、国民から負託されたものであることを自覚し、大学の教育研究への影響を含めた評価・検証等を行い、その成果を活用し、大学の経営改善を図りながら、その資源を適正に管理し、最大限有効に活用することに留意する必要がある。

なお、我が国では、高等教育への公財政支出の対GDP比が、国民負担率（租税負担率＋社会保障負担率）の低さや、少子化の状況を加味しても、国際的に低く、その一方、私費負担の割合が多い状況にある。そうした中で、我が国の大学財政における公費と私費の負担の在り方をどう考えるか、今後、短期的な観点のみならず、中長期的な観点から検討を進めていく必要がある。

大学への財源としては、国・地方公共団体からの支援や学生納付金とともに、民間企業や個人等からの寄附金・委託費や付属病院収入・事業収入等の自主財源を確保し、財源を多様化していくことも、経営基盤の安定化に寄与し、大学の社会貢献を一層促すためにも有効である。各大学・法人が社会各層からの理解と支持を得ることで、民間企業や個人等社会全体から広く寄附金が集まるよう、国は、寄附税制の拡充を図り、寄附文化の醸成を図ることが求められる。また、資産の運用の在り方についても検討が必要である。

（各大学の自主的・自立的な経営基盤の強化）

これまで、大学において、学内の組織改革を進めつつ、限られた教育研究資源を効率的に活用して、経営基盤を強化する取組が自主的・自律的に進展している（例えば、大学間連携の強化、地方公共団体との連携、学部・学科等の改組、入学定員の調整、大学・学校法人の組織の一元化）。

各大学が、自律的な機能別分化を推進する中で、それぞれの有する分野・機能に関し、「自立・発展」「連携・共同」「撤退」の方向性を判断できるように、各大学の状況にきめ細かく配慮しながら支援していくことが求められる。これまでの大学分科会の提言を受けて、平成22年には日本私立学校・共済事業団が全国各地で「リーダースセミナー」を開催しており、そうした成果も踏まえ、引き続き、そうした際の支援体制の整備充実も含めて、各大学への経営改善支援を推進することが求められる。